

厚生労働省 三重労働局発表
令和7年12月19日(金)
午後2時 解禁

【照会先】
三重労働局職業安定部職業対策課
課長 横田 由美
課長補佐 山本 佳弘
地方障害者雇用担当官 小牧 裕明
☎ 059-226-2306

報道関係者各位

令和7年 三重県内の障害者雇用状況集計結果

三重労働局(局長 石田 聡)では、このほど、県内の民間企業や公的機関などにおける令和7年の「障害者雇用状況」を取りまとめましたので、公表します。

【主なポイント】(令和7年6月1日現在)

1. 民間企業の集計結果(法定雇用率2.5%)

- (1) 実雇用率は2.52%、前年同率。
【全国20位】(前年22位)(全国2.41%, 前年同率)
- (2) 雇用障害者数は、5,466.0人。(昨年は5,261.5人で、204.5人3.9%増)
- (3) 法定雇用率達成企業の割合は57.7%、対前年比0.1ポイント上昇。
【全国10位】(前年は10位 57.6%)(全国46.0%, 前年同率)

2. 公的機関の集計結果(法定雇用率2.8%、県教育委員会は2.7%)()内は前年数値

- (1) 県の機関：雇用障害者数170.0人(168.5人) 実雇用率3.14%(3.15%)
県の4機関(知事部局、病院事業庁、企業庁、四日市港管理組合)は、いずれも法定雇用率を達成した。
- (2) 三重県警察：雇用障害者数18.5人(18.5人) 実雇用率4.03%(4.00%)で法定雇用率を達成した。
- (3) 三重県教育委員会：雇用障害者数372.5人(340.5人) 実雇用率2.72%(2.82%)で法定雇用率を達成した。
- (4) 市町の機関：雇用障害者数684.0人(647.0人) 実雇用率2.77%(2.79%)
市町の45対象機関全体で、雇用障害者数は前年を上回った。11機関が法定雇用率未達成(うち7機関は現在不足解消)。

3. 地方独立行政法人等の集計結果(法定雇用率2.8%)

地方独立行政法人等：雇用障害者数98.0人(92.0人) 実雇用率2.36%(2.56%)で3機関が法定雇用率未達成(うち全機関が現在不足解消)。

4. 三重労働局の取組み

三重労働局・ハローワークは、三重県とも連携の上、県内の実雇用率の更なる向上、法定雇用率未達成企業・機関の解消に向けての支援を継続してまいります。

注1) 障害者雇用促進法では、事業主に対し常時雇用する従業員の一定割合(法定雇用率、民間企業の場合は2.5%)以上の障害者を雇うことを義務付けています。

注2) 今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

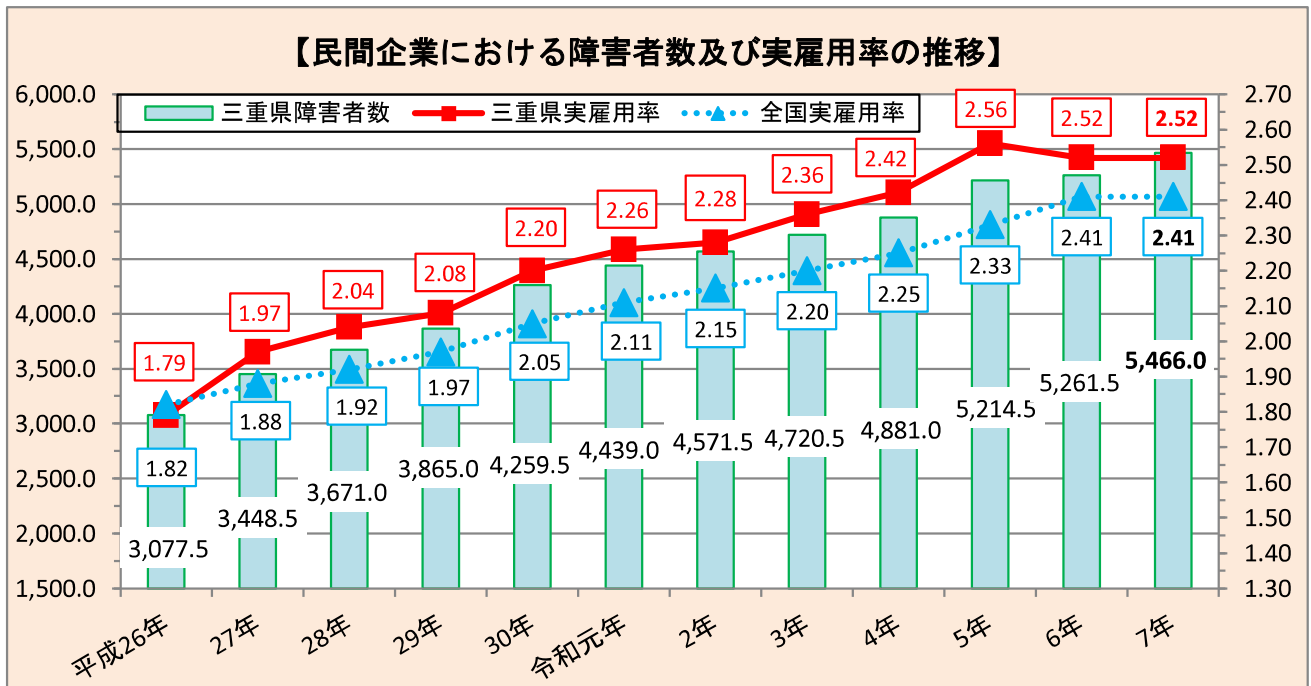
障害者雇用状況報告（概要）

1 民間企業における雇用状況

(1) 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

〔P13 (1)〕

- 民間企業（三重県内に本社がある 40.0 人以上規模の企業：法定雇用率 2.5%）に雇用されている障害者の数は 5,466.0 人で、前年より 3.9%（204.5 人）増加し、過去最高を更新した。
- 雇用者のうち、身体障害者は 2,926.0 人（対前年比 1.8%増）、知的障害者は 1,202.0 人（同 2.3%増）、精神障害者は 1,338.0 人（同 10.2%増）であった。
- 実雇用率は 2.52%（前年は 2.52%）、法定雇用率達成企業の割合は、57.7%（同 57.6%）となった。

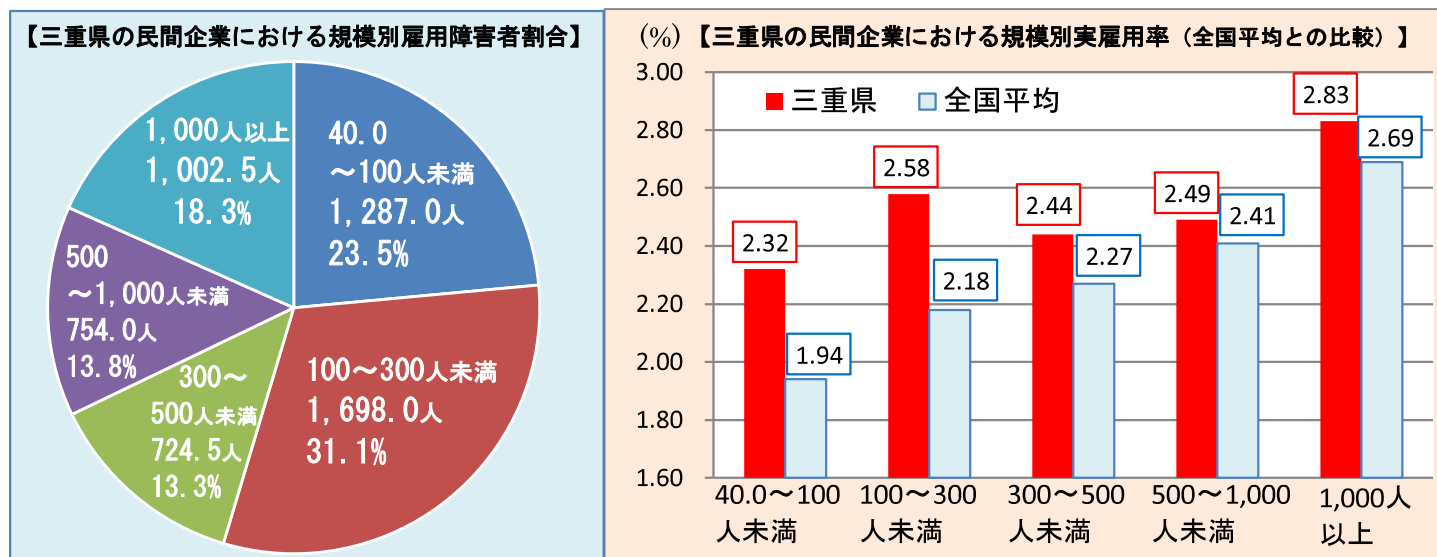


※注①

(2) 企業規模別の状況〔P14 (2)〕

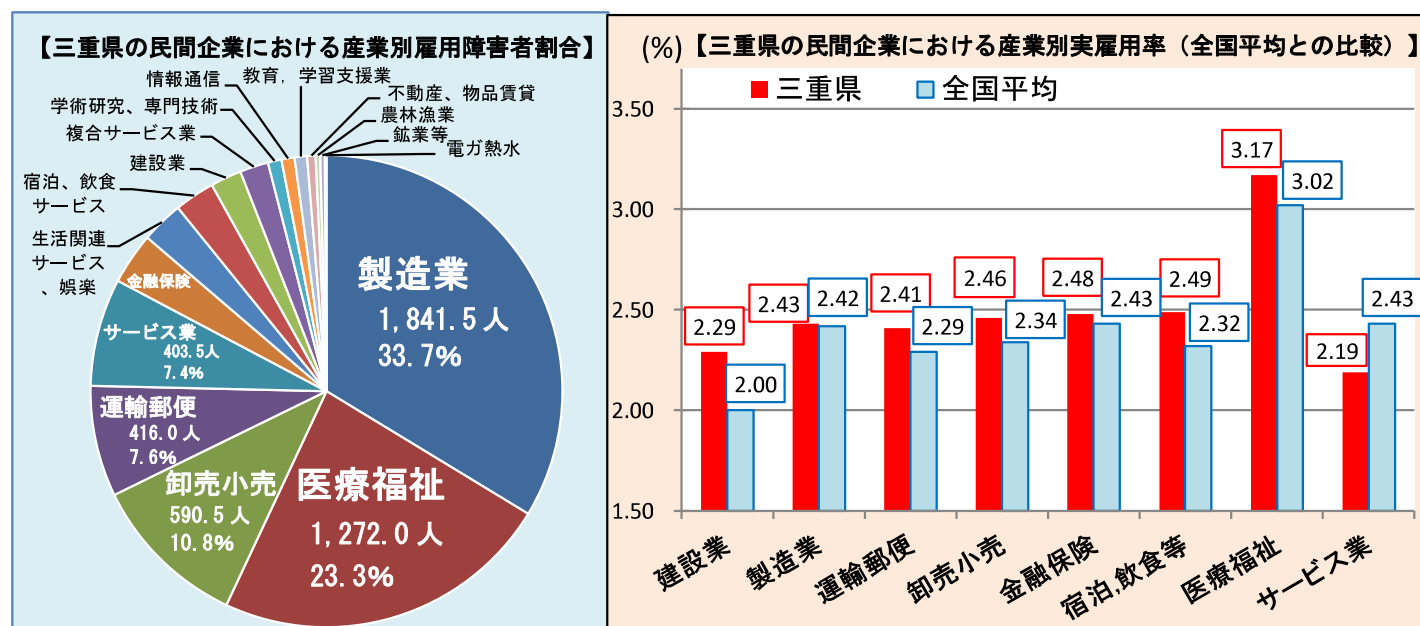
- 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、40～100 人未満規模企業で 1,287.0 人（対前年比 8.7%増）、100～300 人未満で 1,698.0 人（同比 0.1%減）、300～500 人未満で 724.5 人（同比 9.2%増）、500～1,000 人未満で 754.0 人（同比 1.7%減）、1,000 人以上で 1,002.5 人（同比 6.0%増）であった。
- 実雇用率は、40～100 人未満で 2.32%（前年を 0.12 ポイント増）、100～300 人未満で 2.58%（前年を 0.11 ポイント減）、300～500 人未満で 2.44%（前年を 0.12 ポイント減）、500～1,000 人未満で 2.49%（前年を 0.02 ポイント減）、1,000 人以上で 2.83%（前年を 0.11 ポイント増）であった。企業全体の実雇用率 2.52%を上回ったのは 100～300 人未満と 1,000 人以上企業規模であった。

- 法定雇用率達成企業の割合は、40～100人未満で56.7%（前年を1.4ポイント増）、100～300人未満で60.1%（前年を1.4ポイント減）、300～500人未満で56.6%（前年を5.2ポイント減）、500～1,000人未満で50.0%（前年を7.1ポイント減）、1,000人以上で78.6%（前年を7.2ポイント増）であった。



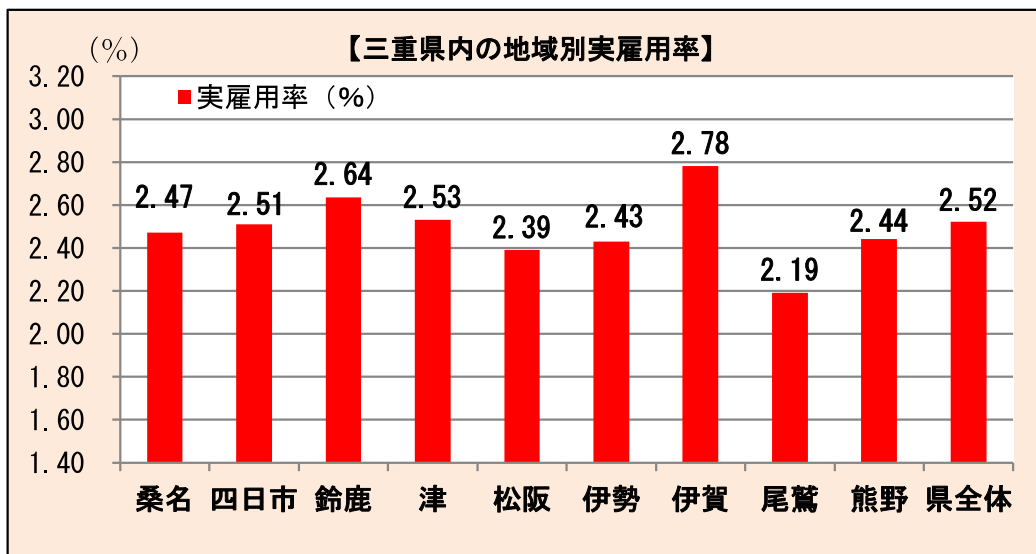
(3) 産業別の状況〔P15 (3)〕

- 産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「製造業」で1,841.5人、「医療、福祉」で1,272.0人、「卸売業、小売業」で590.5人、「運輸業、郵便業」で416.0人、「サービス業」で403.5人と多く、「製造業」及び「医療、福祉」で全体の57.0%を占めている。
- 実雇用率では、「医療、福祉」が3.17%で法定雇用率をクリアした。



(4) 地域別の状況（ハローワーク管内別）

- 地域別にみると、報告対象企業は、四日市所で 354 社、津所で 266 社と両地域で全体の 42.2%を占めている。
- 雇用されている障害者の数は、四日市所で 1,596.5 人、津所で 1,094.0 人と両地域で全体の 49.2%を占めている。
- 実雇用率は、桑名所 2.47%、四日市所 2.51%、鈴鹿所 2.64%、津所 2.53%、松阪所 2.39%、伊勢所 2.43%、伊賀所 2.78%、尾鷲所 2.19%、熊野所 2.44%で、四日市、鈴鹿、津、伊賀所が法定雇用率を上回った。一方、昨年の実雇用率を上回ったのは、桑名、津所の 2 所であった。
- 県全体の達成企業の割合は 57.7%で、前年を 0.1 ポイント上回った。



※注②

【三重県の民間企業における地域別の障害者雇用状況】

	桑名	四日市	鈴鹿	津	松阪	伊勢	伊賀	尾鷲	熊野	県全体
対象企業数(社)	184	354	168	266	175	169	116	20	18	1,470
算定基礎となる労働者数(人)	27,710.5	63,615.0	21,934.0	43,212.5	19,905.5	19,586.5	16,904.0	1,962.0	1,924.0	216,754.0
障害者数(人)	685.0	1,596.5	578.0	1,094.0	476.0	476.0	470.5	43.0	47.0	5,466.0
実雇用率(%)	2.47	2.51	2.64	2.53	2.39	2.43	2.78	2.19	2.44	2.52
達成企業数(社)	102	184	105	158	101	101	72	14	11	848
達成企業の割合(%)	55.4	52.0	62.5	59.4	57.7	59.8	62.1	70.0	61.1	57.7

(5) 法定雇用率未達成企業の状況〔P19(2)〕

- 令和 7 年の法定雇用率未達成企業は 622 社。そのうち、不足数が 0.5 人または 1 人である企業(1 人不足企業)は 449 社であり、未達成企業に占める割合は 72.2%となっている。
- また、障害者を 1 人も雇用していない企業(0 人雇用企業)は 355 社であり、未達成企業に占める割合は、57.1%となっている。

注①：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

(平成 17 年まで)

- ・ 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

(平成 18 年～平成 22 年)

- ・ 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者
- ・ 重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者（精神障害者である短時間労働者は 0.5 カウント）

(平成 23 年～令和 5 年)

- ・ 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者
- ・ 重度身体障害者、重度知的障害者である短時間労働者
- ・ 重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者（0.5 カウント）（※）

※ 平成 30 年から令和 4 年までは、精神障害者である短時間勤務労働者であっても、次のいずれかに該当する者についてのみ、1 人分とカウントしている。

① 報告年の 3 年前の年に属する 6 月 2 日以降に採用された者であること。

② 報告年の 3 年前の年に属する 6 月 2 日より前に採用された者であって、同日以降に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

令和 5 年以降、精神障害者である短時間労働者については、1 人分としてカウントしている。

(令和 6 年以降)

- ・ 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者
- ・ 重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である短時間労働者
- ・ 重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間労働者（0.5 カウント）
- ・ 重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である特定短時間労働者（0.5 カウント）

注②：地域別の状況は、企業の主たる事務所（特例子会社等の認定を受けている企業にあっては、その親会社の主たる事務所）が所在するハローワークにおいて、集計したものである。

2 公的機関における在職状況

(1) 県の機関（法定雇用率 2.8%）〔P7 第 1 表〕

県の機関（知事部局、病院事業庁、企業庁、四日市港管理組合）に在職している障害者の数は 170.0 人で、前年より 1.5 人増加し、実雇用率は 3.14%と、前年に比べ 0.01 ポイント下回った。

4 機関の全てで達成。

(2) 三重県警察（法定雇用率 2.8%）〔P7 第 1 表〕

三重県警察に在職している障害者数は 18.5 人で、前年と変わらず、実雇用率 4.03%（前年比 0.03 ポイント増）と達成している。

(3) 三重県教育委員会（法定雇用率 2.7%）〔P7 第 1 表〕

三重県教育委員会に在職している障害者数は 372.5 人で、前年より 32.0 人増加し、実雇用率 2.72%（前年比 0.1 ポイント減）と達成している。

(4) 市町の機関（法定雇用率 2.8%）〔P8 第 2 表〕

県内の市町の 45 機関（市町 29、市町教育委員会 9、公営企業 5、地方公共団体の組合 2）に在職している障害者数は 684.0 人で、前年より 37.0 人増加し、実雇用率は 2.77%と、前年に比べ 0.02 ポイント下回った。45 機関のうち 11 機関が未達成。（前年は 45 機関中 14 機関が未達成）令和 7 年 12 月 15 日現在、7 機関が不足解消している。

3 地方独立行政法人等における雇用状況 〔P9 第 3 表〕

地方独立行政法人等（法定雇用率 2.8%）に雇用されている障害者の数は 98.0 人で前年より 6.0 人増加し、実雇用率は 2.36%と、前年に比べ 0.20 ポイント下回った。

5 機関のうち 3 機関が未達成（前年は 5 機関のうち 2 機関が未達成）。令和 7 年 12 月 15 日現在、3 機関全てが不足を解消している。

4 三重労働局とハローワークの取組み

(1) 企業の現状把握

労働局において、障害者雇用状況報告対象企業にアンケート調査を実施し、企業の今後の採用計画を把握し、実雇用率向上のための取組を行う。

(2) 障害者の雇入れ支援等の強化

ハローワーク毎に、未達成企業の全社訪問指導や就労支援機関と連携し雇用に向けた準備段階から雇用後の職場定着まで一貫したチーム支援を行う。

(3) 障害者面接会の開催

障害者就職面接会（所内面接会等を含む）や就職説明会を開催する。

(4) 精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の開催

障害特性を理解するための精神・発達障害者しごとサポーター養成講座を行う。

(5) 法律改正の周知

令和 8 年 7 月施行の実雇用率改正等の周知に努め、新たに対象となる企業や実雇用率未達成となる可能性のある企業への働きかけをする。

(6) もにす認定

障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度（もにす認定）の周知を図る。

(7) 三重県との連携〔P25〕

「障がい者雇用推進のための取組指針 2026」に基づき、誰もが能力を発揮して働けるダイバーシティ社会を実現するため、ハローワークとともに県内の障害者実雇用率の更なる向上、法定雇用率未達成企業・機関の解消に向けての支援を継続する。

(第1表)

三重県の障害者雇用状況（法定雇用率2.8％）

（令和7年6月1日現在）

	①法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
三重県	4,970.0	152.5	3.07	0.0	注4.特例認定あり
三重県病院事業庁	201.0	6.0	2.99	0.0	
三重県企業庁	133.5	7.0	5.24	0.0	
四日市港管理組合	102.5	4.5	4.39	0.0	
計	5,407.0	170.0	3.14	0.0	

三重県警察の障害者雇用状況（法定雇用率2.8％）

（令和7年6月1日現在）

	①法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
三重県警察	459.0	18.5	4.03	0.0	

三重県教育委員会の障害者雇用状況（法定雇用率2.7％）

（令和7年6月1日現在）

	①法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
三重県教育委員会	13,671.0	372.5	2.72	0.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については、1人を1カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 注4の機関は、特例認定を受けている。

特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

三重県は、平成28年5月26日付けで三重県議会事務局と特例認定を受けている。

(第2表)

三重県内の各市町等の機関の障害者雇用状況(法定雇用率2.8%)

(令和7年6月1日現在)

市	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
桑名市	1,234.5	31.5	2.55	2.5	注4.特例認定あり 現在不足解消
いなべ市	555.5	20.5	3.69	0.0	注4.特例認定あり
四日市市	2,803.5	78.5	2.80	0.0	注4.特例認定あり
鈴鹿市	1,750.0	53.0	3.03	0.0	注4.特例認定あり
亀山市	562.5	14.5	2.58	0.5	現在不足解消
伊賀市	961.0	27.0	2.81	0.0	
名張市	1,000.0	24.0	2.40	4.0	注4.特例認定あり 現在不足解消
津市	3,349.5	95.5	2.85	0.0	注4.特例認定あり
松阪市	2,805.0	79.5	2.83	0.0	注4.特例認定あり
伊勢市	1,319.5	35.0	2.65	1.0	現在不足解消
鳥羽市	388.5	11.0	2.83	0.0	
志摩市	945.0	31.0	3.28	0.0	注4.特例認定あり
尾鷲市	390.5	10.0	2.56	0.0	
熊野市	352.0	9.0	2.56	0.0	
計	18,417.0	520.0	2.82	8.0	

町	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
木曽岬町	71.0	1.0	1.41	0.0	
東員町	309.0	12.0	3.88	0.0	注4.特例認定あり
菰野町	267.0	8.0	3.00	0.0	
朝日町	171.5	6.5	3.79	0.0	注4.特例認定あり
川越町	150.0	5.0	3.33	0.0	
明和町	343.5	8.0	2.33	1.0	注4.特例認定あり 現在不足解消
多気町	280.0	7.0	2.50	0.0	注4.特例認定あり
玉城町	253.0	7.5	2.96	0.0	
度会町	158.0	4.0	2.53	0.0	
南伊勢町	300.0	8.5	2.83	0.0	
大紀町	151.0	3.0	1.99	1.0	
大台町	261.0	6.0	2.30	1.0	注4.特例認定あり
紀北町	395.0	11.5	2.91	0.0	注4.特例認定あり
御浜町	153.5	4.0	2.61	0.0	
紀宝町	137.0	3.0	2.19	0.0	
計	3,400.5	95.0	2.79	3.0	

市町の関係機関	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
四日市市上下水道局	238.0	8.0	3.36	0.0	
伊賀市水道部	41.0	1.0	2.44	0.0	
市立伊勢総合病院	395.0	8.5	2.15	2.5	現在不足解消
市立四日市病院	758.0	13.0	1.72	8.0	
亀山市立医療センター	66.5	1.0	1.50	0.0	
紀南病院組合	329.0	6.0	1.82	3.0	
紀北広域連合	63.5	1.0	1.57	0.0	
計	1,891.0	38.5	2.04	13.5	

市町等計	23,708.5	653.5	2.76	24.5	
------	----------	-------	------	------	--

教育委員会	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
亀山市教育委員会	139.0	5.5	3.96	0.0	
伊賀市教育委員会	101.0	2.0	1.98	0.0	
伊勢市教育委員会	379.0	11.0	2.90	0.0	
鳥羽市教育委員会	57.0	2.0	3.51	0.0	
尾鷲市教育委員会	72.0	5.0	6.94	0.0	
熊野市教育委員会	93.0	3.0	3.23	0.0	
川越町教育委員会	71.0	1.0	1.41	0.0	
御浜町教育委員会	47.5	1.0	2.11	0.0	
紀宝町教育委員会	53.5	0.0	0.00	1.0	現在不足解消
計	1,013.0	30.5	3.01	1.0	
総 計	24,721.5	684.0	2.77	25.5	

(第3表)

地方独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.8%)

地方独立行政法人	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
桑名市総合医療センター	759.5	20.0	2.63	1.0	現在不足解消
三重県立看護大学	56.0	1.0	1.79	0.0	
三重県立総合医療センター	707.5	14.0	1.98	5.0	現在不足解消
三重県土地開発公社	53.0	1.0	1.89	0.0	

国立大学法人	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
三重大学	2,573.5	62.0	2.41	10.0	現在不足解消

計	4,149.5	98.0	2.36	16.0	
---	---------	------	------	------	--

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員、並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については、1人を1カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の機関は、特例認定を受けている。
特例認定とは、市町長部局とその他の機関(教育委員会等)の申請に基づき、労働局長の認定を受けた場合、その他の機関に勤務する職員を市町長部局に勤務する職員とみなすものである。
①四日市市は、平成15年5月19日付けで四日市教育委員会と特例認定を受けている。
②津市は、平成18年5月30日付けで津市教育委員会及び津市水道局と特例認定を受けている。
③桑名市は、平成21年5月29日付けで桑名市教育委員会及び桑名市水道部と特例認定を受けている。
④志摩市は、平成22年5月25日付けで志摩市教育委員会と特例認定を受けている。
⑤松阪市は、平成24年4月13日付けで松阪市教育委員会及び松阪市上下水道部と特例認定を受けている。
⑥鈴鹿市は、平成26年5月12日付けで鈴鹿市教育委員会及び鈴鹿市水道局と特例認定を受けている。
⑦多気町は、平成30年11月2日付けで多気町教育委員会と特例認定を受けている。
⑧大台町は、平成30年11月12日付けで大台町教育委員会と特例認定を受けている。
⑨いなべ市は、平成31年1月22日付けでいなべ市教育委員会と特例認定を受けている。
⑩朝日町は、令和元年5月21日付けで朝日町教育委員会と特例認定を受けている。
⑪名張市は、令和元年8月8日付けで名張市教育委員会と特例認定を受けている。
⑫明和町は、令和2年5月14日付けで明和町教育委員会と特例認定を受けている。
⑬紀北町は、令和2年10月20日付けで紀北町教育委員会と特例認定を受けている。
⑭東員町は、令和4年5月24日付けで東員町教育委員会と特例認定を受けている。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

- 民間企業 ……
 - 一般の民間企業 …………… 2. 5 %
(40.0人以上規模の企業)
 - 特殊法人等 …………… 2. 8 %
〔労働者数36.0人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕
- 国、地方公共団体 …………… 2. 8 %
(36.0人以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 7 %
(37.5人以上規模の機関)

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

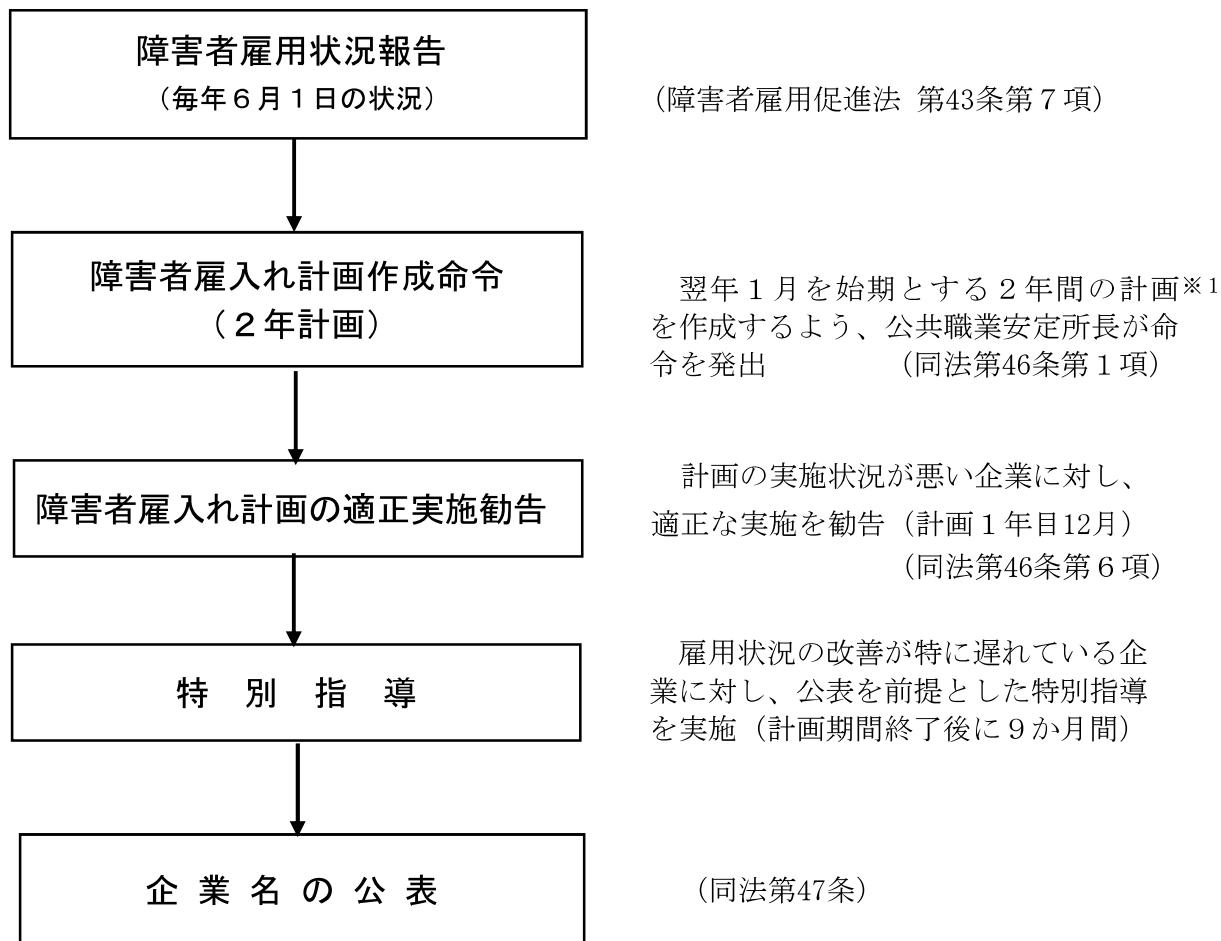
※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ 精神障害者である短時間勤務労働者については、当分の間、その1人をもって1人分としてカウントされる。

※ 重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である特定短時間労働者（1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者）については、0.5人分としてカウントされる。

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

[指導実績]

○ 令和6年度の実績

- * 「障害者雇入れ計画作成命令」の発出 446社 (三重 2社)
- * 障害者雇入れ計画の「適正実施勧告」 62社 (三重 1社)
- * 「特別指導」の実施 37社 (三重 0社)

○ 障害者雇入れ計画を実施中の企業 (6年度) 338社 (三重 2社)

○ 企業名の公表

平成18年度 2社、平成19年度 1社 (再公表)、平成20年度 4社、
 平成21年度 7社 (うち1社は再公表)、平成22年度 6社 (うち2社は再公表)
 平成23年度 3社 (うち1社は再公表)、平成24年度 0社、平成25年度 0社、
 平成26年度 8社、平成27年度 0社、平成28年度 2社、平成29年度 0社、
 平成30年度 0社、令和元年度 0社、令和2年度 1社、令和3年度 6社、
 令和4年度 5社 (うち3社は再公表)、令和5年度 1社 (再公表)、
 令和6年度 0社

令和7年6月1日現在における障害者の雇用状況（詳細表）

<目次>

1 三重県の民間企業における雇用状況（法定雇用率 2.5%）

（1）概況	13
（2）企業規模別の雇用状況	14
（3）産業別の雇用状況	15
（4）障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数	19
（5）都道府県別の実雇用率等の状況	20
（6）特例子会社の状況	21

2 三重県の地方公共団体等における障害者の在職状況

（1）県の機関（法定雇用率 2.8%）	22
（2）市町の機関（法定雇用率 2.8%）	23
（3）県教育委員会の状況（法定雇用率 2.7%）	24

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

① 企業数	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成企業の 数	⑥ 法定雇用率 達成企業の 割合	
		A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B. 重度身体 障害者、重 度知的障 害者及び 精神障害 者	C. 重度以 外の身体障 害者、知的 障害者及び 精神障害 者	D. 重度以 外の身体障 害者及び 知的障害 者	E. 重度身体 障害者、重 度知的障 害者及び 精神障害 者である 障害者であ る短時間労働者				
区分		人	人	人	人	人	F. 計 A×2+B+C + (D+E)×0.5	人	%	%
規模計		1,470	216,754.0	978	543	383	5,466.0	560.5	2.52	848
		(1,426)	(208,405.0)	(962)	(577)	(435)	(5,261.5)	(587.0)	(2.52)	(822)
40.0～ 100人未満		903	55,431.5	197	136	125	1,287.0	145.0	2.32	512
		(874)	(53,907.0)	(185)	(148)	(139)	(1,184.5)	(154.5)	(2.20)	(483)
100～ 300人未満		424	65,889.0	282	217	140	1,698.0	189.0	2.58	255
		(413)	(63,262.5)	(284)	(239)	(170)	(1,700.5)	(199.5)	(2.69)	(254)
300～ 500人未満		83	29,646.5	122	67	44	724.5	73.5	2.44	47
		(76)	(25,890.0)	(117)	(66)	(40)	(683.5)	(78.5)	(2.56)	(47)
500～ 1000人未満		46	30,338.0	147	68	36	754.0	71.5	2.49	23
		(49)	(30,594.0)	(156)	(71)	(51)	(767.0)	(82.0)	(2.51)	(28)
1,000人以上		14	35,449.0	230	55	40	1,002.5	81.5	2.83	11
		(14)	(34,751.5)	(220)	(53)	(35)	(946.0)	(72.5)	(2.72)	(10)

注 1(1)①表と同じ

② 障害種別雇用状況

① 区分	障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数						
		a.重度身 体障害者	b.重度身 体障害者 である短時 間労働者	c.重度以 外の身体 障害者	d.重度以 外の身体 障害者で ある短時 間労働者	e.重度以 外の身体 障害者 である特 定短時間 労働者	f.計 a×2+b+c+ (d+e)×0.5	g.うち新規 雇用分	a.重度知的 障害者	b.重度知 的障害者 である短時 間労働者	c.重度以 外の知的 障害者	d.重度以 外の知的 障害者で ある特 定短時間 労働者	e.重度知 的障害者 である特 定短時間 労働者	f.計 a×2+b+c+ (d+e)×0.5	g.うち新規 雇用分	c.精神障害 者	d.精神障害 者である短 時間労働 者	e.精神障 害者で短 時間労働 者	f.計 c+d+e×0.5	g.うち新規 雇用分
規模計	5,466.0 (5,261.5)	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
		770	121	1,133	200	64	2,926.0	192.5	208	634	183	17	1,202.0	89.0	925	370	86	1,338.0	279.0	
		(752)	(137)	(1,102)	(215)	(45)	(2,873.0)	(227.0)	(210)	(57)	(220)	(11)	(1,174.5)	(114.5)	(803)	(383)	(56)	(1,214.0)	(245.5)	
40.0～ 100人未満	1287.0 (1184.5)	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
		169	25	317	61	12	716.5	14	28	119	64	3	222.5	20	241	97	20	348.0	279.0	
		(155)	(36)	(284)	(62)	(12)	(667.0)	(14)	(30)	(12)	(77)	(2)	(221.5)	(114.5)	(189)	(100)	(14)	(296.0)	(245.5)	
100～ 300人未満	1698.0 (1700.5)	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
		212	47	355	60	22	867.0	20	70	201	80	5	403.5	89.0	266	150	23	427.5	279.0	
		(219)	(52)	(359)	(75)	(16)	(894.5)	(20)	(65)	(24)	(95)	(1)	(386.0)	(114.5)	(249)	(163)	(16)	(420.0)	(245.5)	
300～ 500人未満	724.5 (663.5)	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
		97	18	148	30	15	382.5	10	25	98	14	1	165.5	89.0	127	39	21	176.5	279.0	
		(94)	(19)	(141)	(26)	(7)	(364.5)	(10)	(23)	(9)	(14)	(0)	(152.0)	(114.5)	(105)	(38)	(8)	(147.0)	(245.5)	
500～ 1000人未満	754.0 (767.0)	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
		131	21	168	24	6	466.0	4	16	60	10	2	102.0	89.0	138	43	10	186.0	279.0	
		(134)	(20)	(172)	(35)	(5)	(480.0)	(4)	(22)	(5)	(16)	(2)	(112.0)	(114.5)	(125)	(46)	(8)	(175.0)	(245.5)	
1,000人以上	1002.5 (946.0)	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
		161	10	145	25	9	494.0	7	69	156	15	6	308.5	89.0	153	41	12	200.0	279.0	
		(150)	(10)	(146)	(17)	(5)	(467.0)	(7)	(70)	(144)	(18)	(6)	(303.0)	(114.5)	(135)	(36)	(10)	(176.0)	(245.5)	

注1 (1)②表と同じ

(3) 産業別の雇用状況

① 概況

① 企業数 区分	② 法定雇用障害者数の 算定基礎となる 労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 ①÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成企業の 数	⑥ 法定雇用率 達成企業の 割合
		A 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B 重度身体 障害者、重 度の障害者 及び精神障 害者である 労働者	C 重度身体 障害者、重 度の障害者 及び精神障 害者である 労働者	D 重度身体 障害者、重 度の障害者 及び精神障 害者である 労働者	E 重度身体 障害者、重 度の障害者 及び精神障 害者である 労働者	F 計 A×2+B+C+ (D+E)×0.5 雇用分			
産業計	企業 1,470 (1,426)	978 (962)	543 (577)	2,692 (2,487)	383 (435)	167 (112)	5,466.0 (5,261.5)	2.52 (2.52)	848 (822)	57.7 (57.6)
農、林、漁業	10 (9)	0 (0)	1 (2)	14 (12)	3 (5)	1 (1)	17.0 (17.0)	0.5 (1.0)	7 (8)	70.0 (88.9)
鉱業、採石業、 砂利採取業	4 (3)	6 (2)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	17.0 (9.0)	2.0 (1.0)	1 (0)	25.0 (0.0)
建設業	63 (54)	27 (26)	8 (5)	51 (46)	4 (3)	2 (4)	116.0 (106.5)	5.5 (13.5)	36 (32)	57.1 (59.3)
製造業	433 (429)	401 (380)	59 (53)	961 (908)	36 (37)	3 (3)	1,841.5 (1,741.0)	147.0 (133.5)	254 (239)	58.7 (55.7)
電気・ガス・熱供 給・水道業	2 (2)	1 (1)	1 (0)	3 (4)	0 (0)	0 (0)	6.0 (6.0)	1.0 (0.0)	2 (1)	100.0 (50.0)
情報通信業	14 (14)	7 (8)	3 (4)	31 (26)	0 (1)	1 (0)	48.5 (46.5)	5.5 (4.0)	6 (6)	42.9 (42.9)
運輸業、郵便業	140 (122)	83 (80)	21 (18)	211 (203)	30 (28)	6 (4)	416.0 (397.0)	40.0 (36.0)	85 (86)	60.7 (70.5)
卸売業、小売業	153 (161)	101 (100)	74 (81)	274 (256)	40 (61)	41 (24)	590.5 (579.5)	65.0 (70.5)	81 (81)	52.9 (50.3)
金融業、保険業	12 (12)	34 (34)	10 (8)	107 (114)	12 (11)	3 (3)	192.5 (197.0)	11.5 (19.0)	3 (5)	25.0 (41.7)
不動産業、 物品賃貸業	11 (10)	5 (3)	4 (3)	13 (15)	5 (5)	4 (0)	31.5 (26.5)	10.0 (5.5)	6 (4)	54.5 (40.0)
学術研究、専門・ 技術サービス業	19 (19)	6 (6)	5 (5)	33 (35)	3 (2)	1 (1)	52.0 (53.5)	8.0 (3.0)	11 (12)	57.9 (63.2)
宿泊業、飲食サー ビス業	44 (43)	19 (23)	31 (30)	61 (67)	28 (25)	15 (10)	151.5 (160.5)	14.0 (23.5)	24 (21)	54.5 (48.8)
生活関連サービス 業、娯楽業	37 (41)	26 (25)	27 (28)	69 (62)	11 (10)	8 (5)	157.5 (147.5)	21.5 (26.0)	22 (21)	59.5 (51.2)
教育、学習支援業	26 (28)	10 (10)	4 (5)	20 (23)	2 (2)	3 (0)	46.5 (49.0)	6.5 (8.0)	6 (8)	23.1 (28.6)
医療、福祉	306 (285)	175 (176)	259 (292)	537 (446)	181 (212)	71 (51)	1,272.0 (1,221.5)	147.0 (149.0)	201 (196)	65.7 (68.8)
複合サービス事業	13 (13)	20 (21)	11 (14)	51 (49)	7 (7)	2 (1)	106.5 (109.0)	11.0 (9.5)	5 (7)	38.5 (53.8)
サービス業	183 (181)	57 (67)	25 (29)	251 (216)	21 (26)	6 (5)	403.5 (394.5)	64.5 (84.0)	98 (95)	53.6 (52.5)

注 1 (1) ①表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数		②身体障害者の数							③知的障害者の数							④精神障害者の数						
	a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以上の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 重度身体障害者である特定短時間労働者	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5	g. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以上の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 重度知的障害者である特定短時間労働者	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5	g. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 精神障害者である特定短時間労働者	f. 計 c+d+e×0.5	g. うち新規雇用分				
産業計	5,466.0 (5,261.5)	770 (752)	121 (137)	1,133 (1,102)	200 (215)	64 (45)	2,926.0 (2,873.0)	192.5 (227.0)			208 (210)	52 (57)	634 (582)	183 (220)	17 (11)	1,202.0 (1,174.5)	89.0 (114.5)	925 (803)	370 (383)	86 (56)	1,338.0 (1,214.0)	279.0 (245.5)	
農、林、漁業	17.0 (17.0)	0 (0)	0 (1)	7 (5)	1 (3)	0 (0)	7.5 (7.5)				0 (0)	0 (0)	4 (4)	2 (2)	0 (1)	5.0 (5.5)		3 (3)	1 (1)	1 (0)	4.5 (4.0)		
鉱業、採石業、砂利採取業	17.0 (9.0)	6 (2)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	17.0 (9.0)				0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		
建設業	116.0 (106.5)	24 (23)	3 (2)	37 (29)	4 (3)	0 (3)	90.0 (80.0)				3 (3)	0 (0)	2 (3)	0 (0)	0 (0)	8.0 (9.0)		12 (14)	5 (3)	2 (1)	18.0 (17.5)		
製造業	1,841.5 (1,741.0)	313 (297)	11 (12)	361 (358)	21 (19)	1 (2)	1,009.0 (974.5)				88 (83)	5 (4)	291 (274)	15 (18)	2 (1)	480.5 (453.5)		309 (276)	43 (37)	0 (0)	352.0 (313.0)		
電気・ガス・熱供給・水道業	6.0 (6.0)	1 (1)	0 (0)	2 (3)	0 (0)	0 (0)	4.0 (5.0)				0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		1 (1)	1 (0)	0 (0)	2.0 (1.0)		
情報通信業	48.5 (46.5)	7 (8)	3 (3)	15 (12)	0 (1)	0 (0)	32.0 (31.5)				0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1.0 (1.0)		15 (13)	0 (1)	1 (0)	15.5 (14.0)		
運輸業、郵便業	416.0 (397.0)	73 (69)	5 (5)	121 (127)	20 (17)	5 (3)	284.5 (280.0)				10 (11)	0 (2)	30 (25)	10 (11)	0 (0)	55.0 (54.5)		60 (51)	16 (11)	1 (1)	76.5 (62.5)		
卸売業、小売業	590.5 (579.5)	64 (60)	18 (14)	110 (104)	26 (39)	14 (9)	276.0 (262.0)				37 (40)	5 (7)	70 (65)	14 (22)	6 (6)	159.0 (166.0)		94 (87)	51 (60)	21 (9)	155.5 (151.5)		
金融業、保険業	192.5 (197.0)	26 (26)	3 (6)	33 (33)	11 (6)	1 (1)	94.0 (94.5)				8 (8)	0 (0)	24 (24)	1 (5)	0 (0)	40.5 (42.5)		50 (57)	7 (2)	2 (2)	58.0 (60.0)		
不動産業、物品賃貸業	31.5 (26.5)	5 (3)	2 (3)	4 (6)	5 (5)	1 (0)	19.0 (17.5)				0 (0)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	2.0 (1.0)		7 (8)	2 (0)	3 (0)	10.5 (8.0)		
学術研究、専門・技術サービス業	52.0 (53.5)	6 (6)	0 (0)	11 (13)	2 (1)	1 (1)	24.5 (26.0)				0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (1)	0 (0)	1.5 (0.5)		21 (22)	5 (5)	0 (0)	26.0 (27.0)		
宿泊業、飲食サービス業	151.5 (160.5)	16 (19)	2 (3)	24 (26)	7 (8)	7 (1)	65.0 (71.5)				3 (4)	5 (5)	19 (23)	21 (17)	1 (1)	41.0 (45.0)		18 (18)	24 (22)	7 (8)	45.5 (44.0)		
生活関連サービス業、娯楽業	157.5 (147.5)	18 (16)	10 (12)	32 (28)	7 (5)	3 (3)	83.0 (76.0)				8 (9)	2 (4)	13 (12)	4 (5)	2 (0)	34.0 (36.5)		24 (22)	15 (12)	3 (2)	40.5 (35.0)		
教育、学習支援業	46.5 (49.0)	10 (10)	2 (2)	12 (15)	1 (1)	1 (0)	35.0 (37.5)				0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0.5 (0.5)		8 (8)	2 (3)	2 (0)	11.0 (11.0)		
医療、福祉	1,272.0 (1,221.5)	132 (131)	49 (59)	218 (208)	73 (82)	28 (21)	581.5 (580.5)				43 (45)	34 (33)	134 (114)	108 (130)	6 (2)	311.0 (303.0)		185 (124)	176 (200)	37 (28)	379.5 (338.0)		
複合サービス事業	106.5 (109.0)	18 (20)	4 (3)	23 (22)	4 (4)	0 (0)	65.0 (67.0)				2 (1)	0 (1)	11 (10)	3 (3)	0 (0)	16.5 (14.5)		17 (17)	7 (10)	2 (1)	25.0 (27.5)		
サービス業	403.5 (394.5)	51 (61)	9 (12)	118 (108)	18 (21)	2 (1)	239.0 (253.0)				6 (6)	1 (1)	32 (26)	3 (5)	0 (0)	46.5 (41.5)		101 (82)	15 (16)	4 (4)	118.0 (100.0)		

注1 (1)②表と同じ

③ 製造業における雇用状況(概況)

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎と なる労働者数	③ 障害者の数										④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成企業の 数	⑥ 法定雇用率 達成企業の 割合
			A.重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	人	B.重度身体 障害者、重 度知的障 害者及び 精神障害 者である特 定労働者	人	C.重度以外 の身体障 害者、知 的障害 者及び 精神障 害者	人	D.重度以外 の身体障 害者及び 知的障 害者であ る特定 労働者	人	E.重度身体 障害者、 重度知 的障害 者及び 精神障 害者で ある特 定労働 者	人			
製造業計	433 (429)	75,862.0 (74,400.0)	401 (380)	59 (53)	961 (908)	36 (37)	1,841.5 (1,741.0)	147.0 (133.5)	2.43 (2.34)	254 (239)	58.7 (55.7)				
	64 (63)	10,303.5 (10,059.0)	38 (35)	21 (19)	126 (124)	8 (12)	227.5 (220.0)	17.5 (20.0)	2.21 (2.19)	34 (35)	53.1 (55.6)				
繊維工業	12 (12)	1,158.5 (1,208.0)	2 (4)	1 (3)	14 (15)	2 (2)	20.0 (27.0)	1.0 (3.0)	1.73 (2.24)	6 (9)	50.0 (75.0)				
木材・家具	7 (8)	624.5 (661.0)	1 (1)	0 (0)	11 (14)	1 (0)	13.5 (16.0)	0.0 (0.0)	2.16 (2.42)	4 (6)	57.1 (75.0)				
パルプ・紙・印刷	7 (8)	656.0 (722.0)	3 (3)	0 (0)	4 (3)	1 (1)	10.5 (9.5)	2.0 (1.0)	1.60 (1.32)	2 (1)	28.6 (12.5)				
化学工業	49 (51)	7,338.5 (7,491.5)	41 (40)	2 (1)	81 (86)	3 (2)	166.5 (168.0)	7.0 (12.0)	2.27 (2.24)	29 (28)	59.2 (54.9)				
窯業・土石	22 (21)	2,841.5 (2,823.0)	15 (16)	1 (1)	33 (32)	0 (0)	64.0 (65.0)	1.0 (2.0)	2.25 (2.30)	15 (15)	68.2 (71.4)				
鉄鋼	10 (7)	1,133.0 (625.0)	4 (3)	0 (0)	14 (4)	0 (0)	22.0 (10.0)	0.0 (0.0)	1.94 (1.60)	5 (2)	50.0 (28.6)				
非鉄金属	7 (8)	577.0 (613.5)	2 (3)	0 (0)	5 (8)	2 (1)	10.5 (15.0)	1.0 (1.0)	1.82 (2.44)	4 (5)	57.1 (62.5)				
金属製品	44 (45)	4,285.5 (4,150.0)	22 (21)	0 (1)	52 (49)	2 (1)	97.0 (92.5)	9.5 (3.0)	2.26 (2.23)	22 (23)	50.0 (51.1)				
電気機械	57 (55)	22,633.5 (22,497.5)	139 (136)	13 (12)	305 (293)	7 (7)	599.5 (580.5)	38.5 (44.5)	2.65 (2.58)	35 (38)	61.4 (69.1)				
その他機械	114 (116)	19,279.0 (19,421.5)	107 (102)	16 (14)	236 (217)	7 (9)	469.5 (439.5)	55.5 (36.5)	2.44 (2.26)	70 (57)	61.4 (49.1)				
その他	40 (35)	5,031.5 (4,128.0)	27 (16)	5 (2)	80 (63)	3 (2)	141.0 (98.0)	14.0 (10.5)	2.80 (2.37)	28 (20)	70.0 (57.1)				

注 1(1)①表と同じ

④ 製造業における雇用状況(障害種別)

区分	①障害者の数	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数				
	a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 重度身体障害者である特定短時間労働者	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 重度知的障害者である特定短時間労働者	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 精神障害者である特定短時間労働者	f. 計 c+d+e×0.5
製造業計	1,841.5 (1,741.0)	11 (12)	361 (358)	21 (19)	1 (2)	1,009.0 (974.5)	88 (83)	5 (4)	291 (274)	15 (18)	2 (1)	480.5 (453.5)	309 (276)	43 (37)	0 (0)	352.0 (313.0)
	227.5 (220.0)	1 (1)	45 (49)	5 (7)	1 (2)	83.0 (84.5)	21 (20)	4 (2)	49 (47)	3 (5)	0 (0)	96.5 (91.5)	32 (28)	16 (16)	0 (0)	48.0 (44.0)
繊維工業	20.0 (27.0)	1 (3)	8 (10)	1 (1)	0 (0)	10.5 (16.5)	1 (1)	0 (0)	3 (2)	1 (1)	0 (0)	5.5 (4.5)	3 (3)	1 (3)	0 (0)	4.0 (6.0)
木材・家具	13.5 (16.0)	1 (1)	4 (5)	1 (0)	0 (0)	6.5 (7.0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	2.0 (2.0)	5 (7)	0 (0)	0 (0)	5.0 (7.0)
パルプ・紙・印刷	10.5 (9.5)	3 (3)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	7.5 (7.5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	3 (2)	0 (0)	0 (0)	3.0 (2.0)
化学工業	166.5 (168.0)	36 (35)	32 (36)	3 (2)	0 (0)	106.5 (108.0)	5 (5)	0 (0)	21 (22)	0 (0)	0 (0)	31.0 (32.0)	28 (28)	1 (0)	0 (0)	29.0 (28.0)
窯業・土石	64.0 (65.0)	14 (15)	17 (16)	0 (0)	0 (0)	45.0 (46.0)	1 (1)	0 (0)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	9.0 (9.0)	9 (9)	1 (1)	0 (0)	10.0 (10.0)
鉄鋼	22.0 (10.0)	3 (2)	5 (1)	0 (0)	0 (0)	11.0 (5.0)	1 (1)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	4.0 (4.0)	7 (1)	0 (0)	0 (0)	7.0 (1.0)
非鉄金属	10.5 (15.0)	2 (3)	1 (2)	1 (1)	0 (0)	5.5 (8.5)	0 (0)	0 (0)	3 (2)	1 (0)	1 (1)	4.0 (2.5)	1 (4)	0 (0)	0 (0)	1.0 (4.0)
金属製品	97.0 (92.5)	21 (19)	23 (22)	2 (1)	0 (0)	66.0 (60.5)	1 (2)	0 (0)	10 (10)	0 (0)	0 (0)	12.0 (14.0)	19 (17)	0 (1)	0 (0)	19.0 (18.0)
電気機械	599.5 (580.5)	111 (108)	109 (113)	2 (2)	0 (0)	336.0 (335.0)	28 (28)	1 (1)	97 (91)	5 (5)	0 (0)	156.5 (150.5)	99 (89)	8 (6)	0 (0)	107.0 (95.0)
その他機械	469.5 (439.5)	86 (81)	88 (85)	2 (3)	0 (0)	264.0 (252.5)	21 (21)	0 (0)	67 (64)	5 (6)	0 (0)	111.5 (109.0)	81 (68)	13 (10)	0 (0)	94.0 (78.0)
その他	141.0 (98.0)	18 (12)	28 (18)	3 (1)	0 (0)	67.5 (43.5)	9 (4)	0 (1)	30 (25)	0 (1)	1 (0)	48.5 (34.5)	22 (20)	3 (0)	0 (0)	25.0 (20.0)

注1 (1)②表と同じ

(2) 障害者不達数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	①法定雇用率 未達成企業 の数	②不足数							③障害者の 数が0人で ある企業数
		0.5人 又は1人	1.5人 又は2人	2.5人 又は3人	3.5人 又は4人	4.5人以上 9人以下	9.5人以上 20人以下	20.5人以上 50人以下	50.5人 以上
規模計	622 (100.0%)	449 (72.2%)	110 (17.7%)	43 (6.9%)	13 (2.1%)	7 (1.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	355 (57.1%)
40.0～100人 未満	391 (100.0%)	355 (90.8%)	36 (9.2%)	—	—	—	—	—	334 (85.4%)
100～300人 未満	169 (100.0%)	79 (46.7%)	55 (32.5%)	25 (14.8%)	8 (4.7%)	2 (1.2%)	—	—	21 (12.4%)
300～500人 未満	36 (100.0%)	9 (25.0%)	11 (30.6%)	11 (30.6%)	3 (8.3%)	2 (5.6%)	0 (0.0%)	—	0 (0.0%)
500～1000人 未満	23 (100.0%)	5 (21.7%)	8 (34.8%)	6 (26.1%)	2 (8.7%)	2 (8.7%)	0 (0.0%)	—	0 (0.0%)
1,000人以上	3 (100.0%)	1 (33.3%)	0 (0.0%)	1 (33.3%)	0 (0.0%)	1 (33.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

(3) 都道府県別の実雇用率等の状況

注 都道府県別の状況は、企業の主たる事務所(特例子会社等の認定を受けている企業にあっては、その親会社の主たる事務所)が所在する都道府県において、集計したものである。

都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	法定雇用率達成 企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数
全国	2.41	0.00	46.0	0.0	55,434 / 120,467
北海道	2.57	△0.07	49.2	△0.3	2,146 / 4,365
青森	2.48	△0.01	51.5	△0.1	584 / 1,134
岩手	2.43	△0.07	55.3	△0.1	621 / 1,123
宮城	2.38	△0.01	50.3	0.9	906 / 1,801
秋田	2.50	0.01	58.7	△0.1	531 / 905
山形	2.39	0.02	53.8	1.1	568 / 1,055
福島	2.43	0.02	55.3	0.5	930 / 1,682
茨城	2.32	△0.01	46.0	0.4	876 / 1,905
栃木	2.50	0.02	54.7	0.7	854 / 1,560
群馬	2.35	0.00	54.3	1.1	1,042 / 1,919
埼玉	2.46	△0.01	45.6	0.1	1,923 / 4,215
千葉	2.43	0.03	46.6	△0.7	1,529 / 3,278
東京	2.30	0.01	31.1	0.6	7,922 / 25,507
神奈川	2.42	0.02	43.5	△0.2	2,490 / 5,727
新潟	2.45	0.00	56.0	0.8	1,234 / 2,204
富山	2.35	△0.01	47.9	△1.5	571 / 1,192
石川	2.57	△0.04	50.1	△2.5	644 / 1,285
福井	2.72	0.11	58.4	1.7	505 / 865
山梨	2.28	△0.09	54.5	△2.9	403 / 740
長野	2.47	0.00	55.3	0.6	1,091 / 1,974
岐阜	2.52	△0.01	54.3	1.3	1,012 / 1,865
静岡	2.44	0.01	52.1	0.7	1,819 / 3,490
愛知	2.40	0.04	46.9	0.4	3,577 / 7,620
三重	2.52	0.00	57.7	0.1	848 / 1,470
滋賀	2.67	0.01	54.3	0.2	583 / 1,074
京都	2.47	0.04	49.0	0.3	1,094 / 2,232
大阪	2.45	0.01	41.4	△0.3	4,001 / 9,673
兵庫	2.45	△0.02	47.4	△0.5	1,914 / 4,041
奈良	2.94	△0.06	58.4	△2.1	467 / 800
和歌山	2.77	△0.01	57.8	△1.2	421 / 729
鳥取	2.62	0.06	57.6	△3.5	314 / 545
島根	2.89	0.00	66.7	0.4	462 / 693
岡山	2.45	△0.13	49.1	△1.7	864 / 1,758
広島	2.54	0.00	48.9	△0.2	1,329 / 2,718
山口	2.71	△0.06	53.0	△1.4	565 / 1,066
徳島	2.40	△0.02	56.8	△0.8	337 / 593
香川	2.38	0.07	57.7	2.5	563 / 976
愛媛	2.58	0.01	49.9	△0.3	612 / 1,226
高知	2.60	0.07	55.9	0.2	342 / 612
福岡	2.42	△0.01	47.3	△0.2	2,201 / 4,638
佐賀	2.87	0.00	62.4	△0.2	458 / 734
長崎	2.84	△0.04	58.2	0.8	679 / 1,167
熊本	2.55	△0.04	53.9	0.8	824 / 1,528
大分	2.65	△0.12	59.1	△1.7	595 / 1,007
宮崎	2.81	△0.06	62.0	△1.5	597 / 963
鹿児島	2.65	△0.01	56.0	△1.2	845 / 1,508
沖縄	3.27	△0.12	57.7	△2.3	741 / 1,285

(4) 特例子会社の状況

① 概況

区分	① 特例子会社 社数	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる労働者数	③ 障害者の数					F. 計 $A \times 2 + B + C + (D+E) \times 0.5$
			A. 重度身体障害者及び知的障害者	B. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である労働者	D. 重度以外の身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である労働者	E. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である労働者	
特例子会社	4	170.0	38	0	104	0	0	180.0
	(4)	(158.0)	(38)	(0)	(95)	(0)	(0)	(171.0)

注 1 (1) ①の表と同じ
※本表は、親会社分を含まない、特例子会社分のみの集計である。

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数				③ 知的障害者の数				④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 身体障害者である労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である労働者	e. 重度身体障害者である労働者	f. 計 $a \times 2 + b + c + d + e$	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である労働者	e. 知的障害者である労働者	f. 計 $a \times 2 + b + c + d + e$
特例子会社	180.0	2	0	3	0	0	7.0	36	0	0	30	0	30.0
	(171.0)	(2)	(0)	(2)	(0)	(0)	(6.0)	(36)	(0)	(0)	(29)	(0)	(29.0)

注 1 (1) ②の表と同じ
※本表は、親会社分を含まない、特例子会社分のみの集計である。

◎特例子会社制度とは

障害者雇用率制度においては、障害者の雇用機会の確保(法定雇用率＝2.5%)は個々の事業主(企業)ごとに義務づけられている。
その特例である「特例子会社」制度は、障害者の雇用の促進及び安定を図るため、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、その子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できることとしている。

(2) 市町の機関(法定雇用率2.8%)

① 概況

① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 $F \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率達成機関の数の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
		A. 重度身体障害者及び知的障害者	B. 重度身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員	E. 重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員			
区分									
市町の機関	45 (45)	機関 24,721.5 (23,226.0)	人 42 (37)	人 319 (305)	人 30 (26)	人 12 (8)	人 80.5 (51.5)	機関 34 (31)	% 75.6 (68.9)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数								
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員	f. 計 $a \times 2 + b + c + (d + e) \times 0.5$	g. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 重度知的障害者である特定短時間勤務職員	f. 計 $a \times 2 + b + c + (d + e) \times 0.5$	g. うち新規雇用分					
市町の機関	684.0 (647.0)	人 147 (142)	人 14 (15)	人 164 (168)	人 21 (19)	人 7 (4)	人 486.0 (478.5)	37.5 (36.0)	人 4 (2)	人 1 (2)	人 28 (28)	人 9 (7)	人 0 (0)	41.5 (37.5)	5.5 (3.0)	127 (109)	人 27 (20)	人 5 (4)	156.5 (131.0)	37.5 (12.5)

注 2(1)②の表と同じ

(3) 県教育委員会の状況（法定雇用率2.7%）

① 概況

区分	① 法定雇用障害者 数の算定の基礎と なる職員数	② 障害者の数					③ 実雇用率 F ÷ ① × 100	
		A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B. 重度身体障 害者、重度知 的障害者及び 精神障害者で ある短時間勤 務職員	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障害 者及び精神障 害者	D. 重度以外身 体障害者及び 知的障害者で ある短時間勤 務職員	E. 重度身体 障害者、重度 知的障害者及 び精神障害者 である特定短 時間勤務職員		F. 計 A × 2 + B + C + (D + E) × 0.5
県教育委員会	人 13,671.0 (12,084.5)	人 78 (77)	人 17 (18)	人 191 (158)	人 16 (18)	人 1 (3)	人 372.5 (340.5)	人 45.5 (36.5)
							% 2.72 (2.82)	

注 2(1)①の表と同じ

障がい者雇用推進のための取組指針 2026

三重県と三重労働局は、障がい者と共に働くことが当たり前の社会を実現するため、令和8年6月1日現在の民間企業における障害者実雇用率が2.75%、達成企業割合が63.6%となることを目標に、より一層連携して次の取組を行います。

1 三重県と三重労働局との連携による取組

- 県民、企業、行政、労働、福祉、教育等多様な分野の関係者と連携する「三重県障がい者雇用推進協議会」を中心として、県民総参加の取組を一層促進します。
- 県・労働局幹部職員が雇用率達成に向けた障がい者雇用に関する理解を促進するため、企業経営者に直接働きかける企業訪問を行います。
- 令和8年7月の民間の法定雇用率2.7%の引上げ等に伴う、障害者雇用制度改正について周知啓発を行います。
- 県内各地で就職面接会を開催し、障がい者と企業をつなぐ機会を拡充するとともに、障がい者委託訓練やトライアル雇用等を活用し、一人でも多くの障がい者の就労に向けた取組を進めます。
- 障がい者の短時間雇用など、障がい者の多様で柔軟な働き方を推進します。
- 障がい者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度（「もにす認定」）を積極的に周知し、活用促進を図ります。

2 三重県の取組

「みえ元気プラン」及び「三重県行政展開方針」に基づき、企業・県民の理解促進に取り組むとともに、障がい者雇用の拡大に取り組みます。

(1) 障がい者雇用への理解促進

- 働く障がい者を身近に感じられるよう、障がい者と共に働く企業や飲食店等と連携して大型商業施設でイベントを開催するとともに、障がい者雇用に積極的に取り組む企業の表彰を行います。

(2) 障がい者雇用の拡大

- 障がい者雇用に関する課題を抱える企業に寄り添った伴走支援や、テレワークや短時間で障がい者を雇用している企業への見学会を実施するなど、多様で柔軟な働き方の導入を支援します。
- 企業と障がい者が意見交換を行う企業説明会や委託訓練を実施します。

3 三重労働局とハローワークの取組

「三重労働局行政運営方針」に基づき、障がい者の雇用促進や職場定着の強化をはじめとして、多様な障がい・特性に応じた、適切な就労支援に取り組みます。

(1) 障がい者の雇入れ支援等の強化

- 法定雇用率未達成企業に対して、雇用義務に関する指導を実施します。

(2) 職場定着支援の強化

- 障がい者が職業生活に適応できるよう、ハローワークにおいて、障害者職業センターなどの支援機関等と連携し、企業における採用から職場定着までの一貫したチーム支援等に取り組みます。
- 精神・発達障がい者を支援する環境づくりを推進するため、職場における応援者を令和8年度中に600名養成することを目標に「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」を開催します。

(3) 離職者の補充に関する雇用支援

- 企業や関係機関との連携を密にして、離職者が発生した場合の補充採用など継続して雇用数が維持できるように支援します。

令和7年12月19日

三重県知事 一見勝之
三重労働局長 石田 聡